申請から認定までの流れ

申

介護サービスの利 用を希望する人は長 寿介護課(高齢者・ 障害者センター内) で「要介護・要支援 認定」の申請をして ください。



- ●要介護・要支援 認定申請書
- ●介護保険被保険者証
- ●健康保険被保険者証 (第2号保険者の場合)

認定調查

大村市の職員など が自宅などを訪問 し、心身の状況など について調査をしま

また、本人の主治 医に心身の状況につ いての意見書を作成 してもらいます。主 治医がいない人は、 大村市が指定した医 師の診断を受けてい ただきます。





審查•判定

訪問調査の結果に よるコンピュータ判 定(一次判定)と医 師の意見書をもとに 「介護認定審査会」 で審査し、要介護状 態区分を判定(二次 判定)します。







認定•通知

介護認定審査会の 審査結果にもとづい て「要支援1・2」、 「要介護1~5」、「非 該当」までの区分に 分けて認定され、そ の結果を通知しま



介護保険の対象者だが、 要介護状態が軽く、生活 機能が改善する可能性の 高い人など。

要介護1~5

介護保険のサービスに よって、生活機能の維持・ 改善を図ることが適切な 人など。

介護保険の対象者にはな らないが、生活機能が低 下している虚弱高齢者な ど、将来的にその危険性



介護サービス 計画の作成

地域包括支援セ ンターで介護予 防サービス計画 を作成

居宅介護支援事

業者で介護サー

ビス計画を作成



介護保険の 介護予防サービス (予防給付)



介護保険の 介護サービス (介護給付)

が高い人など。



地域包括支援セ ンターで介護予 防サービス計画 を作成



介護予防事業 (地域支援事業)

大村市は、要支援・要介護状態 にならないよう介護予防を促進 し、地域での様々な相談、マネ ジメントをする「地域支援事業」 を実施します。